



「高病原性鳥インフルエンザ」などの  
家きんの伝染性疾病の侵入を防ぐために  
「**発生予防**」と「**早期発見・通報**」を徹底しましょう

- ◇家きん舎とその周りを「**衛生管理区域**」としてその他の区域との境界がわかるようにしましょう。
  - ・区域を出入りする**車・人・物**は、**消毒を徹底**しましょう。
  - ・区域に**立ち入った人**を記録し、**保存**しましょう。
- ◇**野鳥などの侵入**を防ぐため、**防鳥ネット**を張り、家きん舎の屋根や壁面の破損を直しましょう。
- ◇家きん舎にある給餌・給水設備や飼料の保管場所に**ねずみや野鳥などの野生動物の排せつ物**が入らないようにしましょう。
- ◇定期的に家きん舎と道具の清掃・消毒をしましょう。
- ◇**毎日家畜の健康状態を観察**し、「**特定症状**」を見つけたら**すぐに最寄りの家畜保健衛生所に通報**しましょう。

**特定症状**：家きんの死亡率が急激に上がったとき（一日あたりの死亡率が過去21日間の平均死亡率の2倍を超える場合）  
この場合、すぐに家畜保健衛生所へ通報する義務があります。

#### 【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



「飼養衛生管理基準」について（農林水産省HP）

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)